

2023年度

活動報告書

2024年3月

EROPA地方行政センター
(総務省自治大学校内)

目 次

I	2023 年度の活動報告.....	1
1	EROPA 会議への出席.....	3
2	地方自治研修の実施.....	7
3	コンパラティブスタディの編集.....	10
4	自治大 学 校 視 察.....	11
5	地方自治テキスト（英）.....	11

資 料

1	EROPA 地方行政センター活動報告.....	15
2	分科会での発表.....	21

	「A Study of Political Corruptions from The Perspective of Economic Growth and Socio-Political Function」.....	23
--	--	----

（公財）日本都市センター研究室 研究員 中川 豪

	「An empirical analysis of the trade-off hypothesis between homeownership and welfare: The case of Japanese local government」.....	31
--	---	----

早稲田大学政治学研究科博士後期課程 1 年 寺田 健人

II	EROPA の概要.....	43
----	----------------	----

III	EROPA 憲章及び同施行規則.....	55
-----	----------------------	----

I 2023年度の活動報告

1 EROPA会議への出席

2023年のEROPA会議は、「The Role of Public Governance in Socio-Economic Recovery and Development Towards the Sustainable Development Goals」(SDGsに向けて回復・発展する社会経済における公共ガバナンスの役割)をテーマとして、令和5年10月16日(月)から19日(木)までの4日間、ベトナムのハノイで開催された。国家代表である宮地俊明自治大学校長をはじめ、地方行政センター顧問である高田寛文政策研究大学院大学副学長・教授、菊地端夫明治大学教授など、日本からは以下の16名が参加した。

		出席者	役割等
（EROPA センター） 自治大学 地方行政	職員	宮地 俊明 校長	国家代表
		陶山 昇平 研究部長	
		後藤 知穂 研究部主査	
	顧問	高田 寛文 政策研究大学院大学副学長・教授	センター顧問
		菊地 端夫 明治大学教授	センター顧問 FP&P委員会委員長
J I A M	荻澤 滋 学長	団体会員	
	大野 太伊志 主事		
シン ガ ポ ー ル C L A I R	櫻井 泰典 所長	団体会員代表	
	大辻 麻梨乃 所長補佐		
	フィーテン 上級調査員		
		上子 秋生 立命館大学教授	個人会員代表、研究報告
論文 発表 奨励 金 対象 者		中川 豪 (公財)日本都市センター研究室研究員	研究報告
		寺田 健人 早稲田大学政治学研究科博士後期課程1年	研究報告
論文 発表 者		稲継 裕昭 早稲田大学教授	研究報告
		西村 謙一 大阪大学准教授	研究報告
		藤原 直樹 追手門学院大学教授	研究報告

平成 26 年度より、本センターは、EROPA 会議でわが国の地方自治に関する論文発表を行う若手日本人研究者に対し奨励金を助成する「EROPA 会議論文発表者奨励金」制度を実施している。今年度は（公財）日本都市センター研究室研究員中川豪氏及び早稲田大学政治学研究科博士後期課程 1 年寺田健人氏に奨励金を助成した。

< 1 日目 >

1 日目の 10 月 16 日は、16 時 00 分から第 68 回執行理事会が開催され、Dr. Alex Brillantes 事務総長による EROPA 活動報告、各専門センターからの活動報告、ARPA（EROPA の機関誌）編集委員会の Dr. Kristoffer B. Berse 代理編集長による活動報告が行われた。また、菊地端夫未来計画委員会（Future Plans and Programs Committee）委員長により、会員加入のプロセスの簡素化、執行理事会開催についてオンラインを導入する等の柔軟化の必要性、ARPA の活性化、活動停止中のインドやイランについてメンバーとして復帰させるための criteria を設定すること等に関して報告がなされた。

当会議において、宮地校長は、EROPA 地方行政センターの活動報告を行い、JICA と共催で実施している「地方自治研修」や半日程度海外からの視察を受け入れる「外国公務員等による視察」、EROPA 加盟国の研究者による行政に関する比較論文集「コンパラティブスタディ」について報告した（後述）。



第 68 回執行理事会の様子



執行理事会出席者の集合写真

< 2日目から4日目 >

2日目の17日午前の開会式では、はじめに、Pham Thi Thanh Tra ベトナム内務大臣及びDr. Alex Brillantes 事務総長による開会の挨拶等があった。開会式に引き続いて行われた第29回総会 I において、宮地校長は、日本国代表として挨拶を行った。



ベトナム内務大臣と壇上に並ぶ国家代表



総会で国家代表挨拶を行う宮地校長



総会後の集合写真

3日目の18日の分科会では、サブテーマ毎に分科会が開催され発表が行われた。日本人発表者と発表内容は以下のとおりである。

- 1) 中川豪 (公財) 日本都市センター研究室研究員 (前述の EROPA 会議論文発表者奨励金の助成対象)
「A Study of Political Corruptions from The Perspective of Economic Growth and Socio-Political Function」
- 2) 寺田健人 早稲田大学政治学研究科博士後期課程1年 (同奨励金の助成対象)
「An empirical analysis of the trade-off hypothesis between homeownership and welfare: The case of Japanese local government」
- 3) 上子秋生 立命館大学教授
「Introduction of Whistle-blowing System in Municipalities in Kyoto Prefecture, Japan」

4) 稲継裕昭 早稲田大学教授

「Public Personnel Administration of the Local Government in Japan: How the Central Government Control the Total Personnel Cost Nationwide」

5) 西村謙一 大阪大学准教授

「An Empirical Study of the Relations Between Residents' Trust and Performance of Local Government: Case of the Philippines」

6) 藤原直樹 追手門学院大学教授

「Sustainable Governance for Immigration Management in Japan: The Role of Public Introduction in the Provision of Japanese Language Education」



分科会で研究報告を行う稲継教授
(中央はモデレーターを務める上子教授)



全体会で講演する菊地教授

4日目の19日午後の閉会式では、マレーシア（1名）、ベトナム（2名）が、また女性のスピーカーの中からフィリピン（1名）が、ベストペーパーに選ばれた。そして、Trieu Van Cuong ベトナム内務副大臣による挨拶などが行われ終了した。

EROPA 事務局の発表によれば、会議参加者の総数は 500 名超（ホスト国であるベトナム以外からの参加者は約 200 名）であった。

会議日程						
10月16日(月)	10月17日(火)	10月18日(水)	10月19日(木)			
7:30～9:00 当日登壇 8:30～9:00 ベトナム内務大臣による挨拶及び懇談会 9:00～10:30 開会式 開会の挨拶及び基調演説・写真撮影等 ①H.E.Pham Thi Thanh Tra 内務大臣 ②Dr.Alex Brillantes Jr. EROPA 事務総長 ③Y.Bhg. Datuk Dr. Anesee Ibrahim 公共政策部門次長(マレーシア) ④Dr. Agus Pramusinto 市民サービス委員会(インドネシア)	8:00～12:00 分科会Ⅰ 社会経済復興と開発：問題提起と地方行政再生の必要性 ※途中コーヒーブレイク有	8:00～12:00 分科会Ⅱ 社会経済の回復と発展を促進するための地方行政の刷新能力の構築 ※途中コーヒーブレイク有	8:00～12:00 分科会Ⅲ 社会経済の回復と発展を促進するための地方行政の刷新能力の構築 ※途中コーヒーブレイク有			
				9:00～10:00 全体会Ⅳ 持続可能な開発目標に向けた地方自治の刷新：国際的経験とベトナムにおける参考事例 講演者 ①Hon. Dakila Carlo Cua フィリピン地方自治体連合会長、キリノ州知事 ②菊地端夫 明治大学教授 ③Dr. Pham S ラムドン省人民委員会副会長(ベトナム)		
					10:00～10:15 コーヒーブレイク	
						10:15～11:45 全体会Ⅳ(続き) 講演者 ④Dr. Mohammad Al Sharhan 世界政府サミット協会会長(アラブ首長国連邦) ⑤Mr. Phan Trung Tuan 地方自治局長(ベトナム)
12:45～14:00 ランチブレイク						
	13:00～18:00 分科会Ⅰ 社会経済復興と開発：問題提起と地方行政再生の必要性 ※途中コーヒーブレイク有	13:00～18:00 分科会Ⅱ 社会経済の回復と発展を促進するための地方行政の刷新能力の構築 ※途中コーヒーブレイク有	13:00～18:00 分科会Ⅲ 社会経済の回復と発展を促進するための地方行政の刷新能力の構築 ※途中コーヒーブレイク有			
				14:00～15:30 全体会Ⅱ 持続可能な開発目標に向けた社会経済復興と開発における地方行政の役割 講演者 ①Mr. Kenneth Sim チャンドラー行政学院学部長(シンガポール) ②Dr. Amporn Tamronglak タイ行政学会代表 アジア太平洋公共問題協会会長		
					14:00～17:00 総会Ⅱ 閉会式	
14:30～16:00 事前登壇	15:30～15:45 コーヒーブレイク	15:45～17:15 全体会Ⅲ 社会経済の回復と発展を促進するための地方行政能力の構築 ①Ms. Amor Maclang Digital Pilipinas 招集者 ②Dr. Eduardo Araral, Jr. シンガポール国立大学 ③Dr. Woothisarn Tanchai ラーチャバット大学ナコンパトナム分校学長				
			16:00～18:30 執行理事会 校長：地方行政センター活動報告書発表			
				17:15～17:45 1日目の総括		
18:00～ ウェルカムディナー	18:30～ 執行理事会夕食会					

2 地方自治研修の実施

本研修は、EROPA 諸国を中心とした国々の地方行政の水準の向上に資するため、EROPA の要請に基づき、国際協力機構（JICA）と共催で実施しているものである。開発途上国から地方自治関係の業務に携わる公務員を研修員として受け入れ、自治大学校における講義や地方公共団体での実地研修等を行っており、令和5年度で58回目を数えた。

毎年15名程度の研修員を受け入れており、受入人数は昭和39年10月のEROPA 地方行政センターの発足と同時に実施された第1回以来、通算70か国666名に達している。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受けて研修は中止となったが、代替プログラムとして、過去数年に同研修を受講した各国の研修員OB・OGを対象としたフォローアップセミナーをオンラインで実施。）

カリキュラム上、例年、前半に地方行政制度等の講義、後半に論文作成指導や地方公共団体での実地研修を配置しており、講師は各分野に精通した大学教授等に依頼している。また、研修開始時の「インセプションレポート発表会」、研修中盤の「ふりかえりディスカッション」（復習セッション）、研修最後の「アセスメントレポート発表会」をそれぞれ実施している。なお、インセプションレポートとは、研修員の母国の地方行政が直面している課題についての分析とそれに対する取組をまとめたレポートで、研修開始前に提出

することが求められている。一方、アセスメントレポートは、研修の成果物として、日本の地方自治制度と各研修員の母国の制度を比較し、自国の行政課題の解決に向けた提案を行うものである。

令和5年度は、10月25日から11月28日までの約5週間、10か国12名（アジア4名、アフリカ4名、ヨーロッパ2名、中南米2名）の研修員に対して研修を実施した。研修では、地方行政制度等の基礎科目の他、行政の電子化、まちづくり、環境保護、危機管理、地方議会と市民参加等の講義を行った。また、立川市、有明清掃工場、江東区、千葉市、香取市、成田市、大津市、全国市町村国際文化研修所、近江八幡市、長浜市、三重県、四日市市を視察した。



小川教授による「新しい行政の在り方・市民協働」の講義



黒壁スクエア（長浜市視察）



アセスメントレポート発表会

2023年度「地方自治研修」日程

日付	曜日	午前 (10:00~12:30)	午後 (13:30~16:00)
10/25	水	ブリーフィング	プログラムオリエンテーション
10/26	木	開講式・施設案内等	JICAからの説明
10/27	金	インセプションレポート (中邨章 明治大学名誉教授、縣公一郎 早稲田大学教授)	インセプションレポート (中邨章 明治大学名誉教授、縣公一郎 早稲田大学教授)
10/28	土		
10/29	日		
10/30	月	日本の公務員制度【国】(稲継裕昭 早稲田大学教授)	日本の公務員制度【地方】(稲継裕昭 早稲田大学教授)
10/31	火	日本の政治と行政 (中邨章 明治大学名誉教授)	戦後日本の経済開発 (中邨章 明治大学名誉教授)
11/1	水	立川市 (市政説明、フェアレ立川アート視察)	立川市 (グリーンズプリンクス視察)
11/2	木	自治体と行政改革 (上子秋生 立命館大学教授)	地方財政 (上子秋生 立命館大学教授)
11/3	金		
11/4	土		
11/5	日		
11/6	月	東京二十三区清掃一部事務組合 (有明清掃工場視察)	江東区 (介護施設視察、有明地区開発)
11/7	火	災害と情報 (野上達也 (一財)日本防火・危機管理促進協会主任研究員)	環境保護と日本の経験 (小池治 横浜国立大学名誉教授)
11/8	水	千葉市 (入札制度)	千葉市 (幕張新都心のまちづくり)
11/9	木	香取市 (市長講話、観光都市の実績と課題、少子高齢化等)	成田市 (国際都市・成田市の実績と苦悩、 社会人教育の経験と成果、市場視察)
11/10	金	都市開発 (菊地端夫 明治大学教授)	行政の電子化 (菊地端夫 明治大学教授)
11/11	土		
11/12	日		
11/13	月	大津市 (デジタルイノベーション)	全国市町村国際文化研修所 (研修所の概要、視察)
11/14	火	近江八幡市 (小学校のコミュニティセンター活用)	長浜市 (地場産業の振興)
11/15	水	三重県 (県の役割、南部支援の振興)	四日市市 (環境先進都市への取組)
11/16	木	自主研究	地方議会と市民参加 (井田正道 明治大学教授)
11/17	金	新しい行政の在り方・市民協働 (小川大和 関西学院大学教授)	自治体の課税・徴税と督促方法 (鈴木俊秀 国分寺市総務部納税課収納係長)
11/18	土		
11/19	日		
11/20	月	立川市 (第2小学校視察)	ふり返りディスカッション (中邨章 明治大学名誉教授)
11/21	火	自治体の危機管理 (塚田桂祐 流通経済大学教授)	女性の社会進出と地位拡大 (山岸絵美理 大月短期大学准教授)
11/22	水	人口の少子化と高齢化 (加藤久和 明治大学教授)	研修評価 (中邨章 明治大学名誉教授)
11/23	木		
11/24	金	アセスメントレポート作成	アセスメントレポート作成
11/25	土		
11/26	日		
11/27	月	アセスメントレポート発表会 (中邨章 明治大学名誉教授、縣公一郎 早稲田大学教授)	アセスメントレポート発表会 (中邨章 明治大学名誉教授、縣公一郎 早稲田大学教授)
11/28	火	研修成果の確認及び今後の活用に関する総括討議 (中邨章 明治大学名誉教授、縣公一郎 早稲田大学教授)	閉講式・レセプション

3 コンパラティブスタディの編集

EROPA 加盟国等の研究者による、地方行政に関する英語の比較論文集。昭和 56 年の総会決議を踏まえ、アジア・太平洋地域の地方行政の比較研究の促進を目的として、昭和 59 年（1984 年）以来、概ね 3 年に 1 度作成、刊行され、EROPA 加盟国、国内 EROPA 会員、総務省、関係団体、地方公共団体、研究者等に配布されている。

令和 5 年度においては、第 14 巻の令和 6 年度発刊に向けて、中邨章明治大学名誉教授、縣公一郎早稲田大学教授、高田寛文政策研究大学院大学副学長・教授、菊地端夫明治大学教授、Jiannan Wu（呉建南）上海交通大学教授、Maria Fe Mendoza フィリピン大学教授を委員とする編集委員会を立ち上げ、第 14 巻において論考の対象となる主題（テーマ）の検討、執筆者の選定等を行った。

<過去の発刊実績>

- 第 1 巻 「アジア太平洋諸国の地方行政の比較研究」（昭和 59 年度）
「Comparative Study on the Local Public Administration in Asian and Pacific Countries」
- 第 2 巻 「公務員研修制度の比較研究」（昭和 61 年度）
「Comparative Study on the Training System in the Public Service」
- 第 3 巻 「人口減少地域の振興における地方政府の役割」（平成 2 年度）
「Comparative Study on The Role of Local Government in the Development of Depopulated Rural Areas」
- 第 4 巻 「地方行政における住民、民間団体、公共的団体の役割」（平成 4 年度）
「The Role of Residents, Non-governmental Organizations and Quasi-public Agencies in Local Government」
- 第 5 巻 「行政における人的資源の開発」（平成 6 年度）
「Human Resource Development in Public Administration」
- 第 6 巻 「行政改革：地方行政における新たな発想とその実践」（平成 10 年度）
「Reforming Government: New Concepts and Practices in Local Public Administration」
- 第 7 巻 「地方の統治と国家の発展」（平成 13 年度）
「Local Governance and National Development」
- 第 8 巻 「行政改革、NPMと地方行政 ～アジア・太平洋地域を展望して～」（平成 16 年度）
「Public Reform, Policy Change, and New Public Management: From the Asia and Pacific Perspective」
- 第 9 巻 「市民社会と自治」（平成 18 年度）
「Civil Society and Local Governance」
- 第 10 巻 「ストレス下のローカルガバナンス：財政削減と拡大する政府への公的要求」（平成 21 年度）
「Local governance under stress: Fiscal Retrenchment and Expanding Public Demands on Government」
- 第 11 巻 「地方分権時代における統合した人的能力構築」（平成 24 年度）
「Integrated Human Capacity Building In the Age of Decentralization」
- 第 12 巻 「ローカルガバナンスの質の向上：制度化・能力開発・政府間関係」（平成 27 年度）
「Enhancing the Quality of Local Governance: Institutionalization, Capacity Building and Inter-Governmental Relations」
- 第 13 巻 「技術変革と世界的な不確実性の時代におけるローカルガバナンス」（令和 2 年度）
「Local Governance in the Age of technology Transformation and Global Uncertainty」

4 自治大学校視察

自治大学校では上記2の地方自治研修のほか、随時海外の公務員や研究者等を受け入れて半日又は1日の研修を実施している。令和5年度は5件、47名（香港、ベトナム、台湾、中国、バングラデシュ、ラオス、フィリピン、ネパール、エリトリア）を受け入れている。

5 地方自治テキスト（英）

「地方自治テキスト」とは、「地方自治研修」に合わせて作成している日本の地方自治に関する英語教材で、「地方行政制度」、「地方公務員制度」、「選挙制度」、「地方財政制度」、「地方公営企業制度」及び「地方税制度」がある。

資料

- 1 EROPA 地方行政センター活動報告 15
自治大学校長 宮地 俊明
- 2 「A Study of Political Corruptions from The Perspective of Economic Growth and
Socio-Political Function 」 23
(公財) 日本都市センター研究室研究員 中川 豪
- 3 「An empirical analysis of the trade-off hypothesis between homeownership and
welfare: The case of Japanese local government 」 31
早稲田大学政治学研究科博士後期課程1年 寺田 健人

1 EROPA 地方行政センター活動報告

自治大学校長 宮地 俊明

The Annual Report of EROPA Local Government Center
by
Mr. Miyachi Toshiaki
President of Local Autonomy College
Ministry of Internal Affairs and Communications
Government of Japan

EROPA Local Government Center was established in Tokyo, Japan, in response to the request from EROPA. The center has been conducting the following programs.

1) International training program

- Theme “Local Governance”
- Designed for overseas local and central government officials engaged in local governance
- Lectures are given by university professors
 - Local Government System
 - Local Tax and Finance System
 - Local Public Employee System
- Including study visits to different levels of local governments
- The center has been conducting the program for the past 57 years since its establishment
654 participants from 66 countries and regions
(254 are from EROPA member states)
- The training in FY 2022 was implemented in October online.
- The training in FY 2023 is also scheduled from this October to November.

2) Half-day program to international visitors

- Comprised of a lecture and a facility tour
- Aiming to deepen understanding of Japan's local government systems and local government personnel training systems.
- 28 participants from 5 countries in FY2022

3) Publication project

- “*Comparative Studies of Public Administration*”
- A collection of papers written by experts mainly from EROPA member states in the context of local government and governance.
- Publishing since 1984
- The latest Vol.13 was published in June 2020.

<Past Issues Published>

- Issue No. 1 The Local Public Administration in Asian and Pacific Countries (FY1984)
- Issue No. 2 The Training System in the Public Service (FY1986)
- Issue No. 3 The Role of Local Government in the Development of Depopulated Rural Areas (FY1990)
- Issue No. 4 The Role of Residents, Non-governmental Organizations and Quasi-public Agencies in Local Government (FY1992)
- Issue No. 5 Human Resource Development in Public Administration (FY1994)
- Issue No. 6 Reforming Government: New Concepts and Practices in Local Public Administration (FY1998)
- Issue No. 7 Local Governance and National Development (FY2001)

- Issue No. 8 Public Reform, Policy Change, and New Public Management: From the Asia and Pacific Perspective (FY2004)
- Issue No. 9 Civil Society and Local Governance (FY2006)
- Issue No. 10 Local governance under stress: Fiscal Retrenchment and Expanding Public Demands on Government (FY2009)
- Issue No. 11 Integrated Human Capacity Building In the Age of Decentralization (FY2012)
- Issue No. 12 Enhancing the Quality of Local Governance: Institutionalization, Capacity Building and Inter-Governmental Relations (FY2015)
- Issue No.13 Local Governance in the Age of technological Transformation and Global Uncertainty (FY2019)

2 分科会での発表

「 A Study of Political Corruptions from The Perspective of Economic Growth and
Socio-Political Function」

(公財) 日本都市センター研究室研究員 中川 豪

2023 EROPA Conference

A Study of Political Corruptions from The Perspective of Economic Growth and Socio-Political Function

Go Nakagawa
Japan Municipal Research Center
Researcher

Outline

1. Introduction

2. The Effect of Political Corruption

3. The Privilege and The Equality

4. Conclusion

2

1. Introduction

① Political Corruption and Economic Growth

- Economists have observed that political corruption prevents or restricts economic growth
example : *the Asian Financial Crisis* in 1997, *Japan's lost decades*
- There are two perspectives about Political Corruption and Economic Growth
 - (1) Political corruption has a detrimental effect on economic growth
→ a negative effect on economic expansion
 - (2) Political corruption may play to a critical function as a social lubricant
→ a positive effect on economic expansion
- In Japan, there seems to be a negative effect and a positive one
→ form 1950's to 1980's : positive, but from 1990's to 2010's : negative

3

1. Introduction

② The Privilege of Bureaucrats

- The privilege has been managed among bureaucrats, legislators and interest groups
example : rent-seeking, bribe, *amkudari* in Japan
- Bureaucrats sometimes abuse their privilege
Reasons
 - (1) They are not satisfied with their salary
example : developing nations and middle-income nations
 - (2) The abuse is not strictly punished
example : there are not any strict rules or formal regulations
 - (3) The people overlook or tolerate their privilege
example : during a rapid economic growth, the people often overlook or tolerate it

4

2. The Effect of Political Corruption

① Positive Effects in Developing Nations

- Informal regulations play a role in acting as critical social lubricants, as the government must rely on the iron triangle until it is able to increase in tax revenues

Processes

- (1) The government cannot provide bureaucrats and legislators with sufficient salary
example : they may not be able to overcome the temptation of bribes and other illegal perks
- (2) Bureaucrats and legislators developed networks among interest groups and in ethnic and racial groups
example : Asian nations like Japan, Malaysia and so on
- (3) There are a lot of political corruptions, but ones appear to prevent economic growth
example : during a rapid economic growth in Japan and Malaysia
- (4) In this phase, political corruption is closely connected with critical social lubricants in cutting red tape and creating incentives for bureaucrats and legislators
example : phase 1 : the growth from a developing nation to a middle-income nation

5

2. The Effect of Political Corruption

② Negative Effects in Middle-Income and Developed Nations

- The government should regulate or abolish informal regulations to accelerate economic growth and to allow multi-international companies and investors to take part in its development of economic policy

Processes

- (1) The government can provide bureaucrats and legislators with sufficient salary
example : it is able to increase in tax revenues
- (2) Bureaucrats and legislators are not necessary to rely on the iron triangle
example : to receive bribe from interest groups and so on does not make sense for their future
- (3) Had bureaucrats and legislators followed formal regulations and overcome temptation, multinational companies and foreign investors would not hesitate to enter the market
example : formal regulations in Singapore
- (4) In this phase, transparency is more attractive than illegal trading
example : phase 2 : moving from a middle-income nation to becoming a developed nation in its early days
phase 3 : moving from being a developed nation in its early days to being a mature developed nation

6

2. The Effect of Political Corruption

	Market Economy	Political Corruption
Phases	Performance	Effect
(1) from a developing nation to a middle-income nation	low	Positive
(2) from a middle-income nation to becoming a developed nation in its early days	middle	Negative
(3) from being a developed nation in its early days to being a mature developed nation	high	Negative

3. The Privilege and The Equality

① The Privilege in an unequal society

- Some of the populace may overlook misuse of the privilege of bureaucrats and legislators
- Some of the populace may know and condone their privilege

Reasons

- (1) There are a lot of privileges for bureaucrats and legislators in an unequal society
example : exemption from taxation in France, *amkudari* in Japan
- (2) In an unequal society, the populace do not pay attention to their privilege
example : they may look up to bureaucrats and legislators
- (3) A class or hierarchical system legitimizes their privilege
example : a legal system appear to be under control of bureaucrats and legislators

3. The Privilege and The Equality

② The Privilege in an equal society

- A lot of the populace can get information on their privilege through a newspaper and so on
- Some of the populace may detest their privilege and desire more equal distribution of wealth

Reasons

- (1) The populace has the right to notice privileges for bureaucrats and legislators in an equal society
example : *1 Malaysia Development Berhad scandal* in Malaysia
- (2) In an equal society, the populace do pay attention to their privilege
example : after *the French Revolution*, after 1980's in Japan
- (3) In an equal society, finally, the populace detests bureaucrats and legislators themselves
example : bureaucrat bashing in Japan, political tsunami in Malaysia

9

4. Conclusion

- (1) From a developing nation to a middle-income nation(Phase 1),
political corruptions appear to have a positive effect on economic growth
- (2) From a middle-income nation to becoming a developed nation in its early days (Phase 2)
and from being a developed nation in its early days to being a mature developed nation (Phase 3),
political corruptions appear to have a negative effect on economic growth
- (3) Once the positive effect of political corruptions(social lubricant functions) does not seem to
work well, some of the populace may begin to detest their privilege
- (4) A government, bureaucrats and legislators ought not to rely on informal regulations for a while,
but they have to make an effort to regulate formal ones to keep their dignity, glory and authority

10

Thank you so much !!



11

「An empirical analysis of the trade-off hypothesis between
homeownership and welfare: The case of Japanese local government」

早稲田大学政治学研究科博士後期課程 1 年 寺田健人

2023 EROPA conference

An empirical analysis of the trade-off hypothesis between homeownership and welfare —The case of Japanese local government

2023.10.17~19

Taketo Terada

Waseda University (Ph.D. course)

Contact: t.terada0519@fuji.waseda.jp

1

Purpose

Examine the impact of people's housing tenure on local government welfare policies in Japan.

2

Background

The relationship between homeownership and welfare provision has been a topic of interest in many studies. (Kemeny 1992, Castles 1998, Ansell 2014, etc.)

3

Background

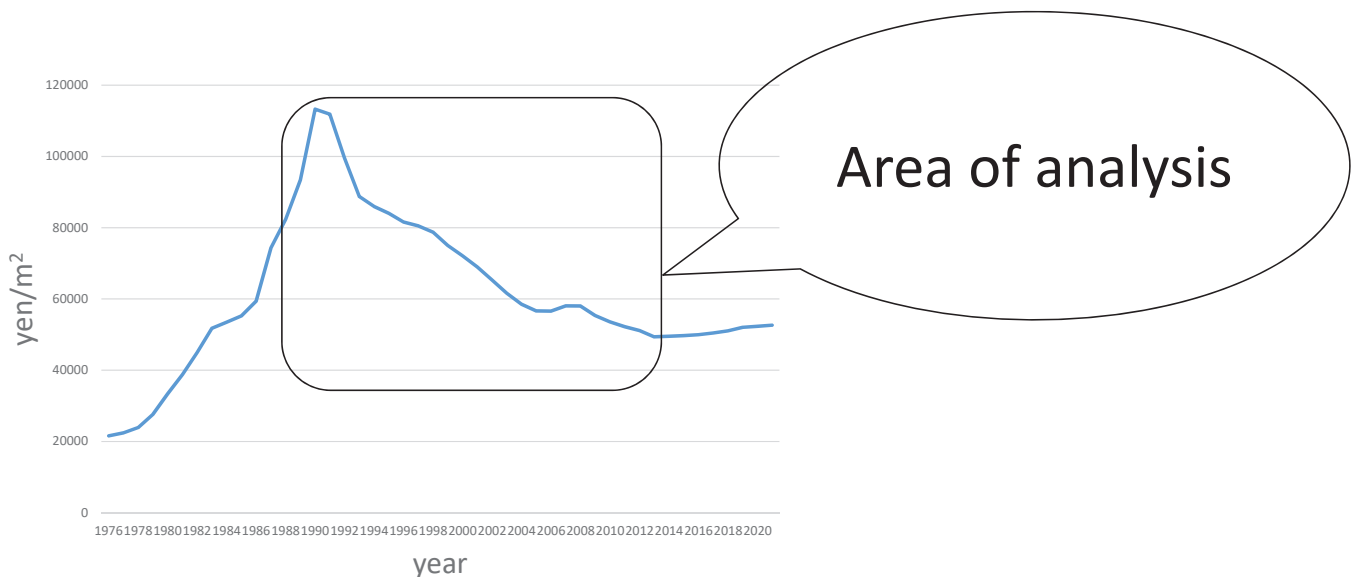
The mechanisms of such relationship...

- Homeowners possess their houses as assets, and their housing costs are reduced once their loans are paid off.
- Homeowners are concerned about the value of their houses.

They imply **the role of private social security of owning house leads to homeowners' preference.**

4

Context of Japan



Average Residential Land Price in Japan by Prefecture

5

Significance of this paper

This research aims to

- Test the relationship observed in previous studies **in a situation where asset values continue to decline**
- Examine the relationship between housing and welfare provision **by local governments**
- **Propose a new mechanism**

using a local-level analysis in Japan during the post-bubble period.

6

Thesis and Hypothesis

"Voting with your feet": People migrate if dissatisfied with public services.(Tiebout 1956)

→ Homeownership constrains such behavioral option.

→ Local governments' incentive: Minimize welfare policies to prevent out-migration.

7

Thesis and Hypothesis

Hypothesis 1: Higher homeownership rates lead to reduced public welfare provision.

Hypothesis 2: The higher the land price, the lower the levels of public welfare provision.

Hypothesis 3: High homeownership rates inhibit residential mobility, affecting welfare policies.

8

Data and Methodology

- Analysis Type: Regression and Mediation Analysis.
- **Dependent Variables**

Welfare expenditures as a proportion of total expenditures

Welfare expenditures on the elderly as a proportion of total expenditures

- **Key Independent Variables**

Homeownership proportion, Land prices, Out-migration proportion

9

Results - Public Welfare Expenses

Dependent Variable:	Welfare/spending(log)			
Model:	(1)	(2)	(3)	(4)
<i>Variables</i>				
Homeownership	-1.411*** (0.3140)	-1.365*** (0.2931)	10.05*** (2.857)	-0.3258 (0.3739)
Income(log)	0.4797** (0.2867)	0.3743 (0.5302)	0.3840 (0.5330)	-0.4978 (0.8476)
Primary_industry(log)	0.0208 (0.0522)	0.0480 (0.0534)	0.0283 (0.0530)	-0.0149 (0.0612)
Over65	-2.503*** (0.9268)	-3.114*** (1.126)	-3.482*** (1.111)	-5.000*** (1.376)
Finance	0.1038 (0.1373)	-0.1508 (0.1621)	-0.1677 (0.1649)	-0.2399 (0.2067)
Unemployment_rate	4.986*** (1.309)	3.926** (1.675)	2.208 (1.758)	-0.2732 (2.035)
Land_price(log)		0.1228* (0.0714)	0.8592*** (0.1943)	0.0609 (0.0840)
Homeownership × Land_price(log)			-0.9937*** (0.2469)	
migration_rate				6.008** (3.000)
<i>Fixed-effects</i>				
factor(TIME)	Yes	Yes	Yes	Yes
factor(code)	Yes	Yes	Yes	Yes
<i>Fit statistics</i>				
Observations	4,172	2,563	2,563	1,922
R ²	0.82338	0.83596	0.83807	0.83889
Within R ²	0.04090	0.03643	0.04885	0.03025

The effect of...

Homeownership rate: negative

Land price: positive

Out-migration rate: positive

The result support Hypothesis 1 and 3, but not Hypothesis 2.

Clustered (code) standard-errors in parentheses
Signif. Codes: ***: 0.01, **: 0.05, *: 0.1

10

Results - Elderly Welfare Expenses

Dependent Variable:	Welfare_for_elderly/spending(log)			
Model:	(1)	(2)	(3)	(4)
<i>Variables</i>				
Homeownership	-3.018*** (0.6490)	-1.919* (1.011)	56.79*** (7.697)	1.259 (1.269)
Income(log)	5.350*** (0.5816)	3.775** (1.463)	3.812*** (1.370)	0.4426 (2.015)
Primary_industry(log)	0.6848*** (0.1550)	0.7634*** (0.1876)	0.6631*** (0.1816)	0.6543*** (0.2228)
Over65	0.7156 (1.949)	-4.637 (3.378)	-6.513** (3.183)	-10.32** (4.226)
Finance	0.2134 (0.3959)	-1.868*** (0.5282)	-1.949*** (0.5148)	-2.811*** (0.7182)
Unemployment_rate	15.21*** (2.738)	23.54*** (3.811)	14.63*** (3.811)	12.78*** (4.499)
Land_price(log)		0.7551** (0.1872)	4.544*** (0.4993)	0.6761*** (0.1915)
Homeownership × Land_price(log)			-5.109*** (0.6616)	
migration_rate				26.68*** (6.283)
<i>Fixed-effects</i>				
factor(TIME)	Yes	Yes	Yes	Yes
factor(code)	Yes	Yes	Yes	Yes
<i>Fit statistics</i>				
Observations	4,120	2,536	2,536	1,903
R ²	0.61138	0.62085	0.63837	0.65857
Within R ²	0.06971	0.07929	0.12184	0.07841

Clustered (code) standard-errors in parentheses
*Signif. Codes: ***: 0.01, **: 0.05, *: 0.1*

The effect of...

Homeownership rate: negative

Land price: positive

Out-migration rate: positive

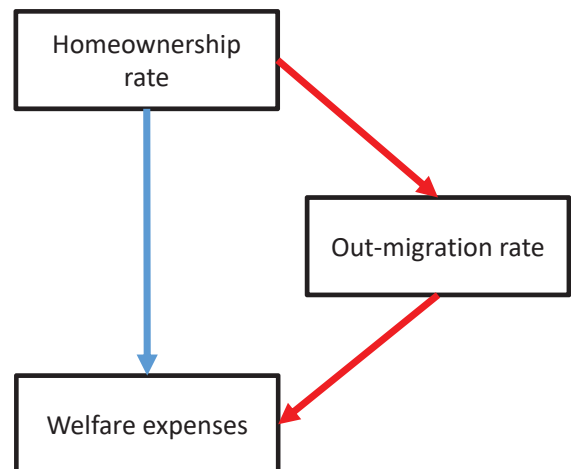
The result support Hypothesis 1 and 3, but not Hypothesis 2.

11

Mediation Analysis

Dependent Variables:	migrate_rate	Welfare/spending(log)	Welfare_for_elderly/spending(log)
Model:	(1)	(2)	(3)
<i>Variables</i>			
Homeownership	-0.0344*** (0.0063)	-0.3258 (0.3739)	1.259 (1.269)
Income(log)	0.0138 (0.0082)	-0.4978 (0.8476)	0.4426 (2.015)
Primary_industry(log)	-0.0029*** (0.0010)	-0.0149 (0.0612)	0.6543*** (0.2228)
Over65	-0.0458*** (0.0162)	-5.000*** (1.376)	-10.32** (4.226)
Finance	-0.0063** (0.0031)	-0.2399 (0.2067)	-2.811*** (0.7182)
Unemployment_rate	0.0884*** (0.0216)	-0.2732 (2.035)	12.78*** (4.499)
Land_price(log)	0.0013 (0.0009)	0.0609 (0.0840)	0.6761*** (0.1915)
migrate_rate		6.008** (3.000)	26.68*** (6.283)
<i>Fixed-effects</i>			
factor(TIME)	Yes	Yes	Yes
factor(code)	Yes	Yes	Yes
<i>Fit statistics</i>			
Observations	1,922	1,922	1,903
R ²	0.93623	0.83889	0.65857
Within R ²	0.09845	0.03025	0.07841

Clustered (code) standard-errors in parentheses
*Signif. Codes: ***: 0.01, **: 0.05, *: 0.1*



12

Mediation Analysis

Causal Mediation Analysis

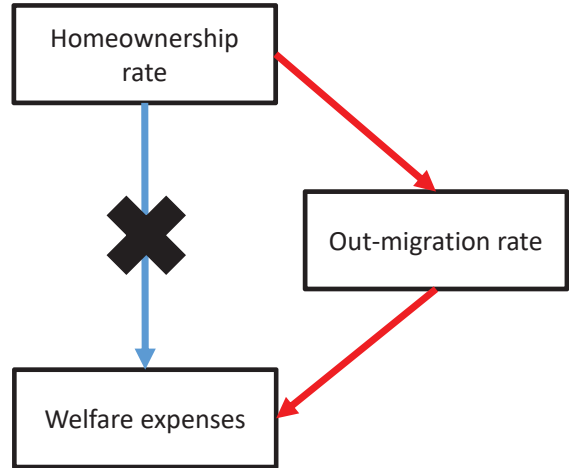
Quasi-Bayesian Confidence Intervals

	Estimate	95% CI Lower	95% CI Upper	p-value
ACME	-0.1675	-0.2646	-0.09	<2e-16 ***
ADE	0.0669	-0.3103	0.47	0.76
Total Effect	-0.1006	-0.4992	0.29	0.61
Prop. Mediated	0.5693	-12.5063	10.26	0.61

 Signif. codes: 0 '***' 0.001 '**' 0.01 '*' 0.05 '.' 0.1 ' ' 1

Sample Size Used: 1922

Simulations: 1000



13

Discussion

- Regression analysis support Hypothesis 1 and 3.
- Mediation analysis support Hypothesis 3.

→ In Japan, the trade-off between homeownership and welfare provision **might not be due to viewing homes as assets.**

Instead, homeownership might be reducing residential mobility, thereby influencing welfare policies.

14

Conclusion

- Previous studies emphasized housing's role as private social security.
- This research delved into housing's role in Japan, amidst declining property values.
- Findings suggest housing's role in limiting mobility might overshadow its function as private social security.

15

Limitations and Future Directions

- The operationalization of land price
- The possibility of other roles of homeownership itself
- Need to discern if homeowners lack interest in welfare or if local authorities overlook their preferences

16

Implications for local autonomy

- For local municipalities:

- Homeowners are the residents who are engaged in the community for longer periods of time.

- Homeowners:

local community issues > redistributive policies?

- They can potentially play a role in community leadership.

17

Implications for local autonomy

- Houses are sometimes purchased as consumption subjects > as investment.

- Increase in custom-made houses, potentially resulting in single-generation ownership.

- It might not guarantee homeowners' long-term engagement.

- Ensuring their sustained engagement and leadership is needed.

18

References

- Ansell, Ben. 2014. “The Political Economy of Ownership: Housing Markets and the Welfare State”, *American Political Science Review*, 108(02), pp. 383–402.
 - Castles, Francis Geoffrey. 1998. “The Really–big Trade–off: Home Ownership and the Welfare State in the New World and the Old”, *Acta Politica*, 33(1), pp.5–19.
 - Kemeny, Jim. 1992. *Housing and Social Theory*, London: Routledge.
 - Tiebout, Charles M. 1956. “A Pure Theory of Local Expenditures”, *Journal of political economy*, Vol.64 (5), pp.416–424.
 - Tingley, D., Yamamoto, T., Hirose, K., Keele, L., & Imai, K. (2014). mediation: R Package for Causal Mediation Analysis. *Journal of Statistical Software*, 59 (5), pp.1–38.
 - Van Gunten, Tod., and Kohl, Sebastian. 2020. “The Inversion of the ‘Really Big Trade–off.’ Homeownership and Pensions in Long–Run Perspective”. *West European Politics*, 43(2), pp.435–63.
- <Japanese references>
- Hirayama, Yosuke. 2014. “Housing Policy and the Reproduction of Home Ownership”, *Social Policy and Labor Studies*, Vol.6(1), pp.11–23.
 - Kitayama, Toshiya. 2011. *Explaining the institutional change of the health politics in Japan: localities nationalized?*, Tokyo: Yuhikaku
 - Kuriyama, K. (2020). 地方単独事業の地域差と財源保障 —義務教育費を中心に [Regional differences and financial security of local independent projects: Focusing on compulsory education expenses]. *Human and Socio-Environmental Studies*, 40, pp.1–17.
 - Nagashima, S. (2019). 日本の市町村における児童福祉費の扶助費の動向分析 [Trend analysis of assistance expenses for child welfare expenses in municipalities in Japan]. *経済環境研究[Economic Environmental Research]*, 8, pp.1–17.

19

Thank you for your listening!

20

Ⅱ EROPA の概要

EROPA の概要

1 EROPA の性格

名 称

EROPA (Eastern Regional Organization for Public Administration, 行政に関するアジア・太平洋地域機関)

性 格

アジア・太平洋地域の経済・社会発展の促進に資するため、その行政的側面の向上を図ることを目的とする非政府間国際組織

設 立

1960 年（昭和 35 年）12 月

地域的範囲

憲章上は、EROPA 地域(EROPA region)という表現が用いられている。

実際に加盟している国家会員の状況からみれば、単にアジア・極東地域にとどまらず、中近東地域にまで及んでいる。

活動領域

- (1) 活動の重点は、アジア・太平洋地域の諸国が、実際の行政について自主的かつ相互に研究を行うことに置かれている。
- (2) EROPA 憲章は、「EROPA の一般目的」として、以下のとおり規定している(第4条)。
 - ① より高度な行政サービスを提供するために、一層効果的な行政制度及び行政運営の実施を促進すること
 - ② 効果的・効率的な行政の重要性と価値についての認識を高めること
 - ③ 行政に関する研究を促進・発展させること
 - ④ 行政に関心のある組織及び個人に対し、協力、連絡、理解の促進を図ること
 - ⑤ 特に上級及び中級管理者層のリーダーシップ及び管理能力の向上を図ること
- (3) 創設時において、基本的認識として以下のことが強調された。

「アジア発展途上国の発展及びその地域の急速な経済的社会的発展は、行政に関するすぐれた知識及び運営を習得することなしには達成できない。」

2 EROPA 発足の経緯

(1) EROPA 創設の提唱

フィリピン大学行政学院長ラモス氏は、アジア地域行政会議の開催を提唱、昭和 30 年ごろからフィリピン国内での支持を確立した上、各国を歴訪し、特にベトナム大統領の強い支持を得ることに成功した。日本に対しては、昭和 32 年に、ベトナム政府及びフィリピン政府から参加について働き掛けがあった。

その趣旨は、以下のようなものであった。

- ① アジア諸国は、ほとんどが第 2 次大戦後独立してまだ日が浅い国々である。
- ② この地域の経済・社会の安定・発展を進めていくためには、それを担う公務員の能力の向上と効率的な行政組織の運営が喫緊の課題である。
- ③ 共通の風土、共通の政治・社会・経済基盤を有するアジア地域に共同の行政研究組織を設け、相互に経験と情報を交換し、協同して成果を求めることには、大きな意義がある。

(2) サイゴン予備会議の開催(昭和 33 年 2 月)

アジア地域行政会議の目的と運営について検討するため、ベトナム政府の主権により開催された。

参加国は、以下のとおりである(11 か国)。

日本、オーストラリア、中華民国、インド、大韓民国、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム(以上、政府代表)、インドネシア、国連技術援助局、アジア財団(以上、オブザーバー)

(3) 行政に関する第 1 回地域会議の開催(昭和 33 年 6 月)

マニラ市及びバギオ市において開催された。参加国は、以下のとおりである(12 か国)。

日本、大韓民国、オーストラリア、中華民国、インド、フィリピン、ベトナム(以上、政府代表)、インドネシア(公式オブザーバー)、香港、ニュージーランド、シンガポール(以上、学会又は大学代表)、パキスタン(私的オブザーバー)

本会議で決定された主な事項は、以下のとおりである。

- ① 正式名称(現行名称に同じ)の決定
具体的に地域を規定せず、アジア、極東及び南太平洋地域を広く指すよう配意された。
- ② 憲章の採択
トン博士(ベトナム、行政学院長・国会副議長)によって作成された憲章原案が採択された。
- ③ 憲章発効要件(EROPA 正式成立要件)の決定
本会議正式参加国の半数以上(5 か国以上)が国家会員として加盟したときとされた。
- ④ 暫定理事会の設置の決議
- ⑤ 事務局のマニラ設置の決議
- ⑥ 職業訓練センターのインド設置及び調査文献活動センターのベトナム設置の決議

(4) 日本への期待

アジア・極東地域の諸国にとって、経済分野を中心として、社会、文化、教育、交通、地域開発等の各分野において先進的地位を占めている日本の行政技術(特に地方自治制度、地域開発における地方団体の役割等)は、大きな関心の的であった。したがって、EROPA 関係諸国は、発足準備段階から日本の EROPA 加盟を強く望んでいたばかりでなく、前記のアジア地域行政会議においても、EROPA 正式発足後の第 1 回理事会は日本で開催すること、少なくとも地方公務員研修センターを日本に設置することが参加国全員の強い要請であった。

(5) 暫定理事会の開催(昭和 34 年 12 月)

国家会員としての加盟国が 4 か国(オーストラリア、中華民国、フィリピン、ベトナム)にとどまり、EROPA の正式発足をみるに至らない段階で、香港で開催された。

(6) 日本の加盟及び EROPA の正式発足(昭和 35 年 12 月)

日本は、新たに国際組織を設立するに当たって慎重な態度をとっていた。その理由は、以下のとおりである。

- ① 国際的な行政研究組織としては、既に国際行政学会(本部・ブリュッセル)があること。
- ② アジア地域における経済・社会開発を目的とする国際機構としては、既にエカフェ、コロンプ・プラン等があること。

しかし、昭和 35 年 12 月 3 日、3 省庁(自治省、外務省、行政管理庁)の共同閣議請議に基づき、国家会員として EROPA に加盟する件について閣議決定が行われるに至った。

その理由は以下のとおりである。

- ③ アジアにおける日本の指導的役割に対する期待が大きいこと。
- ④ 日本の行政水準の向上にも資すること。
- ⑤ 国際親善の向上にも資すること。

EROPA 第 1 回総会(昭和 35 年 12 月 4 日～10 日、マニラ)において、自治大学校長をはじめとする日本政府代表団から日本の加盟に関する意思表示が行われ、その結果、EROPA は、昭和 35 年 12 月 5 日、正式発足をみた。

3 EROPA の構成

構 成

国家会員、団体会員及び個人会員の三者によって構成されている。

団体会員資格は、EROPA 地域内の国家又は領域にある団体、協会又はグループで、その目的及び活動が EROPA の目的に合致するものとされている。個人会員資格は、EROPA 地域内の国家又は領域において社会的名声を有する個人で、その職業及び活動が EROPA の利益の増進に寄与するものとされている。また、EROPA 地域外の国家又は領域、団体及び個人で、会員資格を有するものは、それぞれ準国家会員、準団体会員及び準個人会員として加入することができる(ただし、総会の審議に参加する権利は有するが、投票権は有しない)。

国家会員(11 か国)

現在、次の国が国家会員として加盟している。

日本、中華人民共和国、インド、インドネシア、イラン、大韓民国、ネパール、フィリピン、タイ、ベトナム、マレーシア

*インド及びイランは活動休止状態

団体会員

日本では、次の 10 団体が団体会員として加盟している(令和 6 年 1 月現在)。うち、一般財団法人自治総合センター、政策研究大学院大学はネットワーク団体会員(※)である。

一般財団法人自治総合センター、政策研究大学院大学、全国知事会、全国市議会議長会、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所、日本行政学会、一般財団法人自治研修協会、一般財団法人自治体国際化協会、公益財団法人全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所、市町村職員中央研修所

個人会員

日本では、53 名が個人会員として加盟している(令和 6 年 1 月現在)。うち、ネットワーク個人会員(※)は以下の 8 名である。

縣 公一郎(早稲田大学政治経済学術院教授)
菊地 端夫(明治大学教授)
久邇 良子(東京学芸大学教授)
小池 治(横浜国立大学名誉教授)
中邨 章(明治大学名誉教授)
原田 久(立教大学教授)
益田 直子(拓殖大学教授)
松並 潤(神戸大学大学院教授)

※ EROPA の活動の中核的役割を担うものとして、個人及び団体のネットワーク会員をおいている。

4 EROPA の組織

(1) 総会 (General Assembly)

構成	国家会員、団体会員及び個人会員が集会して構成
開催	執行理事会が決定する場所及び期日において開催、原則として2年に1回
機能	総会の会期中の議長を選挙 執行理事会によって実施されるべき施策を決定 執行理事会に対して財政上の指示 監査役の指名

(2) 執行理事会 (Executive Council)

構成	すべての国家会員、国家会員数の3分の1に相当する数の団体会員代表、個人会員代表及び執行理事会の前議長により構成
開催	自ら決定する適当な期日及び場所において開催、原則として毎年1回
機能	EROPA の活動に関する一般的管理 EROPA の各種事業に関する運営手続の決定 総会の承認を条件とした EROPA の予算の調整及び財産の管理 総会の議題、期日及び場所の決定 EROPA の目的達成のために適当と考えられる措置及び活動の実施

(3) 事務総局 (Secretariat General)

設置場所	マニラ (フィリピン)
事務総長	アレックス・ブリランテス・ジュニア (Alex Brillantes Jr.) 2021年にオンラインで開かれた執行理事会で承認を受け、第5代事務総長に就任 (歴代事務総長) 第1代(1960-1981) カルロス・ラモス氏 (Prof. Carlos P. Ramos) 第2代(1982-1995) ラウル・ド・グズマン氏 (Dr. Raul P. de Guzman) 第3代(1996-2010) パトリシア・サント・トーマス女史 (Prof. Patricia A. Santo, Tomas) 第4代(2011-2020) オーランド・メルカド氏 (Dr. Orlando S. Mercado)

(4) 専門センター (Technical Centers)

- ① 研修センター (Training Center ニューデリー・インド)
- ② 地方行政センター (Local Government Center 東京・日本)
- ③ 開発経営センター (Development Management Center 京畿道・韓国)
- ④ 人材育成研究センター (Human Resource Research Center 北京・中国)
- ⑤ 政策研究センター (Policy Studies Center ジャカルタ・インドネシア)

5 EROPA の活動

(1) 定例会議の開催

EROPA の目的を推進するため、総会及び執行理事会が定期的に行われる。

(2) 分科会(Session)の開催

EROPA の目的に沿うテーマについて、分科会が開催される。分科会は前記の定例会議と併せて開催されることが多い。

学者及び行政官から報告者を指定し、これらの報告者が報告書原案を作成、分科会における討議・調整を経て、最終的に取りまとめるという手順により進められるのが通常である。

なお、分科会の成果は、EROPA 報告として関係国政府に対して送付されるとともに、編集の上、EROPA 刊行物として出版される。

(参 考) 直近5年間の EROPA 会議開催状況(総会及び執行理事会欄の数字は、回数を表す)

年	月	開催国	総会	執行理事会	会議テーマ
18	9	インドネシア		64	世界的メガトレンドと行政の役割：人材、公共サービス、制度、倫理
19	9	フィリピン	27	65	行政の未来：地域を越えたレジリエンス、平等、持続性の再考
21	8	タイ	28	66	包括的成長のための公共ガバナンス：ポストコロナ時代の説明責任・関与・DX
22	9	ネパール		67	コロナ禍におけるガバナンスと行政：グローバルな変化に対処するための学習、イノベーション、改革
23	10	ベトナム	29	68	SDGs に向けて回復・発展する社会経済における公共ガバナンスの役割

※ 20 年会議については、新型コロナウイルス感染症のため 21 年に延期され、タイ主催によりオンラインで開催された。22 年会議については、ネパール主催によりオンラインで開催された。

(3) 出版活動

① The EROPA Bulletin の発行

EROPA の活動及び EROPA 地域における行政の向上に関することについて取り上げた機関誌(The EROPA Bulletin)を年に数回発行している。

② The EROPA Journal (The Asian Review of Public Administration) の発行

(4) その他

「Carlos P. Ramos Award」賞 (Best Paper 賞) の選出、EROPA ホームページの刷新による情報発信の強化等を行っている。

6 EROPA に対する日本の援助協力

総務省は、EROPA 関係事務について関係省庁間の取りまとめに当たっているほか、EROPA に対し、以下のような援助協力を行っている。

(1) 定例会議等の東京での開催

昭和 36 年 執行理事会、研究会
昭和 39 年 執行理事会、研究会
昭和 48 年 総会、執行理事会、研究会
昭和 57 年 執行理事会
昭和 62 年 研究会 (EROPA 東京国際セミナー' 87)
平成 7 年 総会、執行理事会、研究会
平成 11 年 研究会 (EROPA 地方行政センター主催シンポジウム)
平成 25 年 総会、執行理事会、研究会

(2) 地方行政センター (Local Government Center) の設置

第 2 回総会 (昭和 37 年 10 月、バンコク) における要請決議にこたえ、日本が EROPA に加盟した目的を一層確実に実現するため、昭和 39 年 10 月 1 日に発足させた。

施設については自治大学校の既存施設を利用し、代表者 (所長) は自治大学校長が兼ね、事務は自治大学校職員が処理している。

その事業は、以下のとおりである (EROPA 地方行政センター組織規程より)。

- ① EROPA 加盟国の地方行政制度及びその運用に関する資料の収集、編集及び保存、調査及び研究並びにその成果の刊行に関すること。
- ② EROPA 加盟国の公務員に対する研修の実施に関すること。
- ③ EROPA 会議への派遣に関すること。
- ④ EROPA の活動推進及び会員相互の情報共有を図ること。

(3) 地方自治研修の実施

地方自治研修は、EROPA から日本政府への要請に基づき、日本政府の海外技術援助事業の一環として創設され、国際協力機構 (JICA) と総務省自治大学校の共催で運営している。

(4) EROPA 事務総局に対する職員派遣

昭和 49 年 8 月～昭和 53 年 8 月 (4 年間)
事務総局次長として派遣
人件費は、日本政府が負担

(5) 補助金のあっせん

昭和 47 年度以降昭和 56 年度まで、毎年度にわたり研究会の開催又は研修の実施に要する経費に関し、補助金のあっせんを行った。

(参 考) 補助金あっせんの実績

昭和 47～49 年度	アジア外務研修(第 4 回～第 6 回)	万博記念協会 (旧 (独) 日本万国博覧会記念機構)
49～50	発展途上国における公営企業問題	
51	アジア開発戦略と公企業の役割	万博記念協会 (旧 (独) 日本万国博覧会記念機構) 約 4 万 5 千ドル (約 1 千万円)
52	行政の再評価	
53～54	農村部の開発	
55～56	農村部開発に関するマネジメント	万博記念協会 (旧 (独) 日本万国博覧会記念機構) 7 千 500 ドル (約 200 万円) (財)自治総合センター 1 万 5 千ドル (約 370 万円)

また、上記のほか、日本において総会、執行理事会、セミナーが開催された年度には、万博記念協会(旧 (独) 日本万国博覧会記念機構)、自治総合センター等から、これらの会議の開催又は研修の実施に要する経費に関し、補助金のあっせんを受けた。

7 EROPA 地方行政センターの活動

EROPA 地方行政センターでは、以下の活動を行っている。

(1) EROPA 会議への参加

EROPA 総会、執行理事会及び研究会に出席し、EROPA の活動、運営に協力するとともに、EROPA 地方行政センターにおける活動報告、研究論文の発表を行っている。

(2) 地方自治研修の実施

地方自治研修は、毎年、アジア・太平洋地域を中心とした発展途上国において地方行政を担当する国又は地方公共団体の中堅幹部公務員 15 名程度を対象に、地方行政及び地域振興等の講義、実地研修、視察、論文作成などの内容で実施している。

昭和 39 年 10 月、地方行政センターの発足と同時に実施された第 1 回以来、令和 5 年度までに 58 回実施され、70 か国 666 名に達している。（前述のとおり、令和 2 年度はフォローアップセミナーを実施。）

対象国は、発足の経緯もあって EROPA 加盟国が中心となっている。

(3) 自治大校視察の受入れ

自治大校では、随時海外からの公務員を受け入れて半日又は 1 日の研修を実施している。

(4) 出版事業(コンパラティブ・スタディの刊行)

コンパラティブ・スタディとは、正式名称を「Comparative Studies of Public Administration」（「行政に関する比較研究」）といい、1984 年の第 1 巻刊行以来、概ね 3 年に 1 度作成、刊行している論文集である。

これは、EROPA 加盟国をはじめとする各国の地方行政の制度・施策の「比較研究」を行うことにより、加盟諸国の地方行政の発展に寄与しようとするものであり、EROPA 加盟国、国内 EROPA 会員、総務省、関係団体、地方公共団体、研究者等に配布している。

（参 考） 過去の発刊実績

- 第 1 巻 「アジア太平洋諸国の地方行政の比較研究」（昭和 59 年度）
- 第 2 巻 「公務員研修制度の比較研究」（昭和 61 年度）
- 第 3 巻 「人口減少地域の振興における地方政府の割合」（平成 2 年度）
- 第 4 巻 「地方行政における住民、民間団体、公共的団体の役割」（平成 4 年度）
- 第 5 巻 「行政における人的資源の開発」（平成 6 年度）
- 第 6 巻 「行政改革：地方行政における新たな発想とその実践」（平成 10 年度）
- 第 7 巻 「地方の統治と国家の発展」（平成 13 年度）
- 第 8 巻 「行政改革、NPM と地方行政 ～アジア・太平洋地域を展望して～」（平成 16 年度）
- 第 9 巻 「市民社会と自治」（平成 18 年度）
- 第 10 巻 「ストレス下のローカルガバナンス：財政削減と拡大する政府への公的要求」（平成 21 年度）
- 第 11 巻 「地方分権時代における統合した人的能力構築」（平成 24 年度）
- 第 12 巻 「ローカルガバナンスの質の向上：制度化・能力開発・政府間関係」（平成 27 年度）
- 第 13 巻 「技術変革と世界的な不確実性の時代におけるローカルガバナンス」（令和 2 年度）

(5) 地方自治テキスト(英)の発刊

地方自治研修の実施に合わせて、日本の地方自治制度に関する英文テキストを発刊し、令和元年度まで、同研修の研修員等に紙媒体で配布していた。令和 5 年度は、各研修員が必要に応じてシステムにアクセスし、電子媒体を参照する形の対応をとった。

Ⅲ EROPA 憲章及び同施行規則

EROPA憲章

2003年10月改正

第1条 行政に関するアジア・太平洋地域機関(EROPA)は、行政の研究及び実践並びに地位の向上を通じて、地域の社会経済の発展を促進するために設立された。EROPAは、効率的・効果的・倫理的な公共サービスに対する革新的取り組みに関する情報や意見を交換する場を提供する。

第2条 EROPAは、1960年12月4日から10日までフィリピンで開かれた第1回総会において正式に構成され、憲章を修正のうえ採択した。

第3条 執行理事会は、国名及び領域を明示することにより、EROPA地域を定めることができる。また、必要に応じて、同様の方法によりEROPA地域を再定義することができる。このEROPA地域の決定は、総会の承認により効力を発揮する。

第4条 EROPAの一般的目的は、本地域に属する国々の異なる文化的・社会的価値に配慮しつつ以下のことを達成する。

- a. より高度な行政サービスを提供するために、一層効果的な行政制度及び行政運営の実施を促進すること
- b. 効果的・効率的な行政の重要性と価値についての認識を高めること
- c. 行政に関する研究を促進・発展させること
- d. 行政に関心のある組織及び個人に対し、協力、連絡、理解の促進を図ること
- e. 特に上級及び中級管理者層のリーダーシップ及び管理能力の向上を図ること

第5条 EROPAは、第4条に掲げる目的を達成するため、次の手段を講ずることができる。

- a. 国際会議または地域内会議の開催
- b. 研究の実施及び研究論文、雑誌の出版
- c. 情報発信センターの設立及び維持、交換文書の配布
- d. 調査研究及び文書作成に関する委員会の設立
- e. 行政に関する他の国際機関との連携及び連絡
- f. 教育、訓練の実施
- g. 専門的な研修所の設立
- h. EROPA支部局の設立
- i. 行政関係の実務者、学識者及び学生の交流プログラムの設立
- j. EROPAの運営資金を確保するための基金の設立

第6条 投票権をもつEROPA会員は、次のものをもって構成する。

- a. 国家会員
- b. 団体会員
- c. 個人会員

投票権のない会員は、次のものをもって構成する。

- a. 準会員
- b. 名誉会員

第7条 地域内のいかなる国も、国家会員として EROPA に加入し、EROPA の連絡拠点となる機関を指名することができる。

第8条 EROPA 地域内の国家にある団体、協会、研究機関又は学会で、その目的及び活動が EROPA の目的に合致するものは、団体会員として加入する資格を有する。これには、地方政府、政府系企業、法定機関、行政運営協会、専門家組織、NGO、その他の民間組織が含まれる。

第9条 EROPA 地域内の国家にいる個人で、その職業及び活動が EROPA の利益の増進に寄与するものは、個人会員として加入する資格を有する。

第10条 EROPA 地域外の国家、団体及び個人で、第7条、第8条及び第9条に規定する国家会員、団体会員及び個人会員の加入資格を有するものは、それぞれ準国家会員、準団体会員及び準個人会員として EROPA に加入する資格を有する。各準会員は、総会の審議に参加する権利を有するが、投票権を有しない。

第11条 名誉会員は、EROPA 又は EROPA 地域における行政に多大な貢献をした個人から選考される。

第12条 国家会員、団体会員、個人会員及び準会員への加入申請は、事務総長宛ての申請書を提出することによっておこなわれる。申請書は、その時々執行理事会によって決定される形式及び記載事項に沿ったものとする。事務総長は、すべての申請書を次の執行理事会に提出しなければならない

第13条 名誉会員の指名は、執行理事会の構成員又は事務総長により行われる。

第14条 国家会員及び名誉会員の加入の承認は、執行理事会の推薦に基づき、総会に出席し、かつ投票する会員の半数以上の多数決と、半数以上の国家会員の承認によるものとする。ただし、総会は、執行理事会の推薦に基づき、総会に出席し、かつ投票する会員の半数以上の賛成と、半数以上の国家会員の承認により、この地域内の非会員国家に対し、国家会員となるよう招請することができる。招請の決議がされた国の加入については、次の総会前に開かれる執行理事会が正式の加入申請を受理した日に効力を生ずる。その他の会員は、執行理事会の決定により加入を承認されるものとする。

第15条 国家会員は、国家会員資格の下で EROPA の会員とみなされる3団体以内の機関及び行政にかかわる10人以内の研究者又は実務者を2年の任期で指名することができる。これらの機関及び個人は、その国家が会員である間は、会費の支払を免除されるが、総会における投票権は有しない。

第16条 執行理事会の推薦に基づき、総会は、それぞれの会員内に階級を設け、年会費の額を決定することができる。

第17条 執行理事会は、年会費の支払を管理する規則をつくることができ、3年間連続して未払の会員に対して適当な措置を講ずることができる。

第18条 効果的な行政運営を促進するために、執行理事会は、次に掲げる専門センターの調整を行う権限を有する。

- 開発経営センター
- 研修センター
- 地方行政センター
- 執行理事会の推薦に基づき、総会の同意を経てその時々設立されるすべての施設及び事業

第19条 EROPAの開発経営センター、研修センター、地方行政センター、その他の同様の専門センターは、その運営に関し高度な自主性を有する。センター長は、個人や機関からの補助金要請等、センターを強化するために必要な措置を講ずることができる。

第20条 執行理事会は、上記センターを EROPA センターとして認知するための申請手続や、各センターの監視を伴う連携に関する、規則や要綱を制定することができる。

第21条 すべての会員は、未払い金の清算をした上で、事務総長に文書で通知することにより、EROPA から脱退することができる

第22条 2年間会費を支払っていない会員は、活動停止とみなし、EROPA 会員の名簿から名前が削除される。但し、適切な会費の納入により、会員としての活動は再開される。

第23条 その行動が EROPA の目的と合致しないすべての会員は、執行理事会の指摘により、その会員資格を無効とすることができる。その決定は、総会に出席し、かつ投票するすべての会員の3分の2以上の賛成と半数以上の国家会員の承認によりおこなわれる。

第24条 総会は、執行理事会の議長の招集により国家会員、団体会員及び個人会員が集会して構成される。総会は、執行理事会が決定する適当な場所において、通常2年に1回執行理事会が定める日に開催される。臨時総会は、執行理事会による招集又は半数以上の国家会員による特別な要請があった場合に開催される。

第25条 事務総長は、6ヶ月前には、総会が開催される場所及び日時について、全会員に周知するものとする。特殊な状況において総会が開催され、これが実行不可能な場合においても、最低90日前には周知するものとする。

第26条 総会は、組織活動の全般的運営のため、組織の事務を管理し、方針を決定し、要綱の制定を執行理事会に対して要求することができる。また、次にあげる権限を有する。

- a. 執行理事会の幹部の承認
- b. 国家会員、団体会員、個人会員、準会員、名誉会員の加入の承認
- c. 監査報告を含め、執行理事会からの報告書を修正し、または未修正のまま、受理し、採択すること
- d. 事務総長の指名の承認
- e. 理事会によって推薦される予算及び業務計画の承認
- f. 適切だと考えられるサービス及び専門センターの設立、維持

第27条 総会は、総会会期中の議長及び副議長を選挙する。

第28条 EROPA 憲章に記されていない場合、総会におけるすべての疑問点は、出席し、かつ投票する会員の絶対多数と半数以上の国家会員の承認で決定される。各国家会員は10票、団体会員は2票、個人会員は1票もつ。

第29条 総会が成立するには、国家、団体、個人会員の各会員が出席していなければならない。定足数は、国家会員の半数以上及び団体会員と個人会員の合計が10名以上とする。

第30条 EROPA の活動運営は、総会の指示のもと、次により構成される執行理事会が管理する。

- a. すべての国家会員
- b. すべての国家会員の3分の1に相当する団体会員代表
- c. すべての国家会員の3分の1に相当する個人会員代表
- d. 執行理事会の前議長

第31条 準会員は、執行理事会の会議における議論に参加する代表者を指名することができる。この参加者は、投票権を有しない。

第32条 執行理事会において、同国参加者は3人を超えてはならない。

第33条 団体会員及び個人会員の代表者は、その各々の会員の間で、総会中に無記名投票により出席会員の絶対多数で選出されるものとする。投票数が同じだった場合、総会の議長が決定権を有する。各会員の代表者の代役についても、同様の方法により選出され、代表者が執行理事会の会員として継続できない事由が発生した場合に、代わりに執行理事会の会員となる。

第34条 すべての国家会員は、EROPA 執行理事会に出席する国家会員代表を正式に指名しなければならない。指名の信任状は、直接事務総長に送付しなければならない。これに応じ、事務総長は、理事会が始まる前にこの信任状について執行理事会に報告しなければならない。

第35条 各団体会員は、執行理事会への代表者となる団体会員の選挙に参加する、総会への正式代表者を指名しなければならない。関係団体会員は、国家会員代表の指名と同様、事務総長宛の信任状によって、執行理事会への団体会員代表者を指名するものとする。

第36条 執行理事会は、同理事会内において、議長と3人の副議長を理事の中から選挙する。議長の任期は再選なしで2年間であり、副議長は2年間の任期に加えて、2期目の再選が可能である。

第37条 執行理事会の議長は、総会及び執行理事会の決定事項の執行について監督責任を有する。

第38条 3人の副議長は、議長を補佐し、議長が職務を遂行できないときは、うち1人が、その職務を代行する。

第39条 理事会の議長及び3人の副議長がそれぞれの政府から信任された EROPA 代表でなくなるときは、その地位から退き、個人会員として継続していくことになるが、残りの任期期間に EROPA 個人会員として会費を払う必要はない。また、当該政府は速やかに

後任を指名すること。

第40条 執行理事会は、次の責任を有する。

- a. EROPA の活動の全体的方向性を決定する
- b. 総会を開催し、総会の議題、期日及び場所を決定する
- c. 監査報告を含む前年度の監査済み会計報告書及び 2 年間分の予算を総会に提出する
- d. 前年度の EROPA の活動報告を提出し、次年度の業務計画案を総会に提出する
- e. 総会から要請があるか若しくは総会での議論に適合すると思われるレポートを提出する
- f. 総会に、事務総長の候補者を推薦し、事務総長に関する報酬等の雇用条件を決定する
- g. 組織を代表して文書に署名する者を指名する
- h. EROPA の目的を達成するために必要又は適切だと考えられる措置を講じる

第41条 執行理事会は、原則として、毎年 1 回、自ら決定する適当な期日及び場所において開催される。事務総長は、執行理事会に出席するが、投票権を有しない。

第42条 投票権を行使するために、執行理事会の会員は、執行理事会開催時において活動中の会員でなくてはならない。

第43条 出席し、かつ投票する会員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとし、最低賛成 6 票を必要とする。

第44条 喫緊の課題で執行理事会を開催している時間がない場合、議長は、執行理事会で決定されたのと同じ効力をもつ決定を、通信を用いてすることができる。議長の提案は、執行理事会の 3 分の 2 以上の意見の一致で承認される。議長は、執行理事会の各会員に対して、提案に対する回答期限を 30 日以上与えなくてはならない。

第45条 EROPA 事務局は、マニラ若しくは総会で決定された場所に置くこととする。

第46条 事務総長は、執行理事会により指名され、総会において承認される。事務総長は、執行理事会に責任があり、事務局が設置された国に居住するものとする。

第47条 すべての国家会員、団体会員、個人会員は、EROPA 事務局の移転を執行理事会に提案することができる。その際、以下のことについての詳細な説明が必要である。

- a. 移転が EROPA にもたらす利益や便宜
 - b. 移転費用の見積もりと初期費用
 - c. 年間運営費用と EROPA 活動に必要な経費
 - d. 移転先で EROPA と会員が利用できる資源、サポート、アクセスについて
- 事務局の移転は、執行理事会の推薦に基づき、総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成と半数以上の国家会員の投票により決定される。但し、移転候補地は、投票権を有さない。

第48条 事務総長の職務は次の通りである。

- a. 事務局の活動及び日常業務の管理
- b. EROPA の会計責任者及び執行理事会及び総会の幹事
- c. 総会及び翌年度の執行理事会の開催場所の交渉
- d. EROPA 会計の維持
- e. 毎年、執行理事会に対して、前年度の監査済み会計報告書、2年間分の予算、前年度の活動報告、次年度の業務計画書の提出
- f. EROPA 会員国の専門センター等との連携
- g. 連絡及び通信の取扱い
- h. EROPA の出版物の発行
- i. 総会及び執行理事会において必要とされる業務の実行

第49条 事務総長は、事務総長の職務を補佐する事務局職員を任命することができる。

また、専門職員については、事務総長の推薦に基づき、執行理事会議長が任命する。

第50条 EROPA の財源は、次のものをもって構成される。

- a. 会員の会費及び国家からの補助金
- b. EROPA の提供するサービスに対する対価
- c. 出版物販売から得た収入
- d. 寄付、遺贈又は個人及び団体からの補助金
- e. EROPA 基金や寄付基金の投資収入

EROPA の財源は、組織の目的を果たすことのみで使用される。

第51条 EROPA の会計年度は、7月1日から翌年6月30日までとする。

第52条 EROPA の会計は、執行理事会の推薦に基づき、総会から指名を受けた監査人により一年に1度、監査されるものとする。監査人の報酬は、執行理事会により決定される。

第53条 執行理事会は、EROPA 憲章を実施し、組織の目的を達成するために、総会に報告することを条件に EROPA 憲章の枠内で規則を制定することができる。

第54条 現行の憲章は、執行理事会の提案又は国家会員の過半数の要求に基づき、総会において改正することができる。いずれの会員も、改正案を執行理事会に提出することができる。改正は、国家会員の半数以上、及び、総会出席者の総投票数の3分の2以上の賛成によって採択されるものとする。

第55条 EROPA の解散は、執行理事会により、この目的のために招集された総会において、国家会員及び団体会員の総数の3分の2以上、及び、総会出席者の総投票数の4分の3以上の賛成によって決定する。

第56条 解散した場合、EROPA の財産は、総会の決定に従い、EROPA と同様の目的をもつ組織又は EROPA の目的に合致すると考えられるものに対して配分されるものとする。

EROPA憲章施行規則

2006年11月改正

第1章 会員

第1条 地域内のいかなる国も、行政に関するアジア太平洋地域機構（EROPA）の事務総長宛の申請書を提出することによって、国家会員として EROPA に加入することができる。事務総長は、この申請書を執行理事会の措置を求めるため、次の会議に提出しなければならない。理事会は、総投票の3分の2以上の賛成により、当該申請を次期総会で承認するよう勧告するものとする。また、国家会員は、EROPA との連絡拠点となる機関を指名することができる。

第2条 執行理事会は、国名及び領域を明示することにより、EROPA 地域を定めることができる。また、必要に応じて、同様の方法により EROPA 地域を再定義することができる。この EROPA 地域の決定は、総会の承認により効力を発揮する。

第3条 EROPA 地域内の国家又は領域にある団体、協会又はグループで、その目的及び活動が EROPA の目的に合致するものは、団体会員として加入する資格を有する。

第4条 EROPA 地域内の国家又は領域において社会的名声を有する個人で、その職業及び活動が EROPA の利益の増進に寄与するものは、個人会員として加入する資格を有する。

第5条 EROPA 地域外の国家又は EROPA 地域外の国家若しくは領域の団体及び個人で、（憲章）第8条、第9条及び第10条に規定する国家会員、団体会員又は個人会員の加入資格を有するものは、それぞれ準国家会員、準団体会員又は準個人会員として EROPA に加入する資格を有する。

第6条 団体又は個人は、事務総長宛の申請書を提出することによって、団体会員又は個人会員として加入を申請することができる。団体会員の加入申請書には、申請者の簡単な紹介又は履歴を添付しなければならない。事務総長は、団体会員及び個人会員のすべての加入申請書を、関係書類とともに、次の執行理事会に提出しなければならない。この条の規定は、準団体会員及び準個人会員について準用する。

第7条 「団体」とは、行政の向上の研究を主要目的とする国家組織、研究所、学校、協会又は学会に適用される。また、これは、公企業又は法で定められた機関とともに、地方政府及び地方機関にも適用される。

第8条 団体会員の部門は、次のように分類される。

- a 通常団体会員 I 援助機関からの収入又は補助金若しくは寄附金による収入以外の収入源を有しない地域内の団体
- b 通常団体会員 II 予算の全部又は一部が直接の徴税、料金の徴収又はサービスや製品の売り上げである地域内の政府関係団体

- c 準団体会員Ⅰ 援助機関からの収入又は補助金若しくは寄附金による収入以外の収入源を有しない地域外の団体
- d 準団体会員Ⅱ 予算の全部又は一部が直接の徴税、料金の徴収又はサービスや製品の売り上げである地域外の政府関係団体
- e 準団体会員Ⅲ 準団体会員となることを承認された地域外の国家
- f 名誉準団体会員Ⅰ 民間及び経済部門に属している組織
- g 名誉準団体会員Ⅱ 民間及び経済部門に属している地域外の組織

第9条 名誉会員の指名は、執行理事会の構成員又は事務総長により行われる。名誉会員は、投票権を有さない。

第2章 総会

第1条 総会は、執行理事会の議長の招集により国家会員、団体会員及び個人会員が集会して構成される。総会は、通常2年に1回、執行理事会が決定する適当な場所において執行理事会が定める日に開催される。また、総会は、臨時総会又は国家会員の半数以上の特別の要請があった場合にも開催されるものとする。

第2条 総会は、総会会期中の議長及び副議長を選挙する。

第3条 総会は、執行理事会によって実施されるべき政策を決定し、また執行理事会に対し財政上の指示を行う。

第4条 EROPAの会計は、総会によって指名される監査役によって毎年監査される。

第3章 執行理事会

第1条 執行理事会は次の者をもって構成する。

- a すべての国家会員
- b すべての国家会員の数の3分の1に相当する数（小数点四捨五入）の団体会員代表
- c 個人会員代表
- d 執行理事会の前議長

団体会員及び個人会員の代表は、その各々の会員の間で、総会開会中に無記名投票により出席会員の絶対多数で選出されるものとする。絶対多数が得られない場合は、再投票し、単純多数で選出するものとする。同数の場合は、総会の議長が決定の票を投ずるものとする。

第2条 執行理事会は、EROPAの全活動を指揮する。具体的に、執行理事会は次の権限を有する。

- a EROPAの活動の方向性の決定
- b EROPAの各種事業に関する運営手続の決定

- c 総会の承認を条件とした EROPA の予算の調整及び財政の管理
- d 議会の議題、期日及び場所の決定
- e EROPA の利益のために適切と考えられる措置の実施

第 3 条 執行理事会は、その構成員の中から選挙によって、議長、第 1 副議長、第 2 副議長及び第 3 副議長を選出するものとする。議長及び副議長の任期は 2 年とし、議長は再選なし、副議長は 1 期 2 年のみ再選可能とする。

第 4 条 すべての国家会員は、EROPA 執行理事会に出席する国家会員代表を正式に指名しなければならない。指名の信任状は、直接事務総長に送付しなければならない。これに応じ、事務総長は、この信任状について執行理事会に報告しなければならない。

第 5 条 理事会の議長及び 3 人の副議長がそれぞれの政府から信任された EROPA 代表でなくなるときは、個人会員の地位に引き続きとどまるものとする。この場合において、各国政府は、速やかに代表を指名しなければならない。

第 6 条 すべての団体会員は、執行理事会への代表者となる団体会員の選挙に参加する、総会への正式代表者を指名しなければならない。関係団体会員は、国家会員代表の指名と同様、事務総長宛の信任状によって、執行理事会への団体会員代表者を正式に指名するものとする。また、国家会員に係る資格、資格の喪失及び交代に関する規定は、団体会員について準用する。

第 7 条 執行理事会において、同国参加者は 3 人を超えてはならない。

第 8 条 執行理事会の議長は、執行理事会及び総会の決定事項の執行について監督責任を有する。

第 9 条 3 人の副議長は、議長を補佐し、議長が職務を遂行できないときは、うち 1 人が、その職務を代行する。

第 10 条 執行理事会は、原則として、毎年 1 回、自ら決定する適当な期日及び場所において開催される。事務総長は、執行理事会に出席するが、投票権を有しない。

第 11 条 執行理事会の決定は、出席し、かつ投票する会員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとし、最低賛成 6 票を必要とする

第 4 章 事務総長

第 1 条 事務総長は、執行理事会により指名され、総会によって承認される。

第 2 条 事務総長は、執行理事会に対し、次の事項について責任を負う。

- a 事務総局の活動の管理
- b 執行理事会の決定及び指示の執行
- c 次の専門センターに係る調整
 1. 開発経営運営センター
 2. 研修センター
 3. 地方行政センター

- 4. 会議・集会部
- 5. その他設立される施設及び事業
- d 総会の会議の準備
- e 総会の会議の管理
- f EROPA に係る通信及び連絡
- g 毎会計年度末における EROPA 活動に関する詳細な報告書の提出
- h 翌年度の事業計画の提出

第 3 条 事務総長及び事務総局次長は、必ず事務総局が設置されている国に居住しなければならない。

第 4 条 事務総長は、EROPA 会計の権限を有する。この権限において、事務総長は、執行理事会に対し、次の事項について責任を負う。

- a 前会計年度の会計報告を執行理事会の年次会議に提出すること。
- b 隔年の総会の会議に先立ち、次の 2 年間の予算案を、承認を得るため執行理事会に提出すること。
- c 定例監査報告を提出すること。

第 5 条 事務総長は、事務総長補佐、書記その他事務局の職員を任命する。専門職員は、事務総長の推薦に基づいて執行理事会の議長が任命する。

第 6 条 事務総長は、次の年に開催される執行理事会及び総会の会議の場所を交渉するため、措置を講ずるものとする。

第 5 章 センター

第 1 条 良質な公共行政及びガバナンスの遂行を推進するために、総会は、執行理事会の勧告を受け、次の専門センターを設立した。

- a 開発経営運営センター
- b 研修センター
- c 地方行政センター

第 2 条 新たな施設及び事業は、執行理事会の勧告を受け、総会により設立されるものとする。

第 3 条 各センターは、その運営に関し高度な自主性を有し、各センターの所長は、それぞれのセンターを強化するために必要な措置を講ずることができる。

第 6 章 財源

第 1 章 EROPA の財源は、次のものをもって構成される。

- a 会員の会費及び国家からの補助金

- b EROPA の提供するサービスに対する対価
- c 出版物販売から得た収入
- d 寄附及び遺贈
- e EROPA 基金や寄付基金の投資収入
- f その他の収入

第 2 条 会員から徴収する会費の最低額は、総会が決定する。会費は、毎会計年度の初めに執行理事会が指定する通貨で払い込むものとする。EROPA の会計年度は、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

第 7 章 分担金

第 1 条 執行理事会の勧告に基づいて総会が別段の決定をしない限り、国家会員、団体会員及び個人会員の年間分担金の最低額は、次のとおりとする。

国家会員	3,300 米ドル／4,125 米ドル／4,950 米ドル
通常団体会員 I	165 米ドル
通常団体会員 II	275 米ドル
個人会員	21 米ドル
準団体会員 I	220 米ドル
準団体会員 II	1,100 米ドル
準団体会員 III	5,500 米ドル
名誉準団体会員 I	550 米ドル（入会金 1,100 米ドル）
準個人会員	21 米ドル

第 2 条 個人会員の年間分担金に係る第 1 条の規定にかかわらず、個人会員は、会費の支払に関する次の 3 つの選択肢の中から一つを選ぶことができる。

5 年間会員	105 米ドル
10 年間会員	210 米ドル
終身会員	420 米ドル

第 8 章 脱退

第 1 条 各会員は、すべての未払債務を精算した後、事務総長宛に文書で通告し、EROPA から脱退することができる。

第9章 憲章の改正

第1条 現行の憲章は執行理事会の提案又は国家会員の過半数の要求に基づき、総会において改正することができる。その他の会員は、改正案を執行理事会に提出することができる。改正は、国家会員の半数以上、及び、総会出席者の総投票数の3分の2以上の賛成によって採択されるものとする。

第10章 その他

第1条 当規則のいずれかの条項又は一部が効力を失った場合、失効したものはもともと存在していないものとし、残りすべての規則の効力に影響を与えないものとする。